

就学指定校変更申立て・区域外就学申請承諾基準

号	承諾基準	添付書類	指定学校変更承諾期間	区域外就学承諾期間
1	心身等に疾患があり、通学に支障があると認められるとき	診断書 学校長の意見書	年度末まで	年度末まで
2	両親が共働きなどのため、学童保育所に入所または下校後の世話をしてくれる祖母等のもとへ帰宅するとき	学童保育所入所決定通知書または身元引受承諾書	小学校第3学年まで 継続の場合は卒業まで	小学校第3学年まで 継続の場合は年度末まで
3	住宅の建築・購入等により転居することが確かで、無理なく通学できるとき	建物の建築または売買が確認できる書類の写し	転居まで	転居まで
4	住宅金融公庫等を借りるため住民票を異動したが、住宅に入居できるまでの期間、これまで希望するとき	建物の建築または売買が確認できる書類の写し	入居まで	入居まで
5	卒業学年の児童生徒が学年途中に通学区域外に転居するとき	住民異動届または住民票	卒業まで	卒業まで
6	学年を問わず学期途中に通学区域外に転居したとき	住民異動届または住民票	年度末まで	年度末まで
7	家庭の事情により住民票の異動が困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望するとき		卒業まで	卒業まで
8	学校において十分な指導が行われているにもかかわらず、いじめ等による不登校などで、転校することによって改善がのぞめるとき		卒業まで	卒業まで
9	通学上特に支障があると認められるとき		年度末まで	年度末まで
10	その他、教育委員会が特に必要と認めたとき		年度末まで	年度末まで